

教育委員会定例会会議録

1 日時

令和2年 2月 3日(月)

開会 9時30分

閉会 10時31分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、黒田美和委員、原田佳子委員

欠席委員 大森達也委員

4 出席職員

教育長 廣田恵子(再掲)

副教育長 宮路正弘、次長(教職員担当)梅村和弘

次長(学校教育担当)長谷川敦子、次長(育成支援・社会教育担当)森下宏也

次長(研修担当)吉村元宏

教育総務課 課長 梶屋眞

教育財務課 課長 奥田文彦、課長補佐兼班長 小西広晃、主任 田川友紀

主事 津川章典

教職員課 課長 早川巖、課長補佐兼班長 福井崇司、班長 大屋慎一

班長 山北正也、主査 谷口修一

主幹 辻孝明、主幹 藤堂恵生、主査 松村敏明

学校経理・施設課 課長 池田三貴次、副参事兼課長補佐兼班長 脇光弘

社会教育・文化財保護課 課長 林幸喜、班長 伊藤裕偉

5 議案件名及び採択の結果

	審議結果
議案第59号 三重県指定文化財の指定について	原案可決
議案第60号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第61号 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第62号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第63号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第64号 三重県文化財保護条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第65号 損害賠償の額の決定及び和解について	原案可決

議案第 6 6 号	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第 6 7 号	令和 2 年度三重県一般会計予算について	原案可決
議案第 6 8 号	令和元年度三重県一般会計補正予算（第 8 号）について	原案可決

6 報告題件名

報告 1	訴えの提起にかかる専決処分について
報告 2	令和 2 年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び令和 2 年度三重県立特別支援学校理療科教員採用選考試験の結果について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5 名中、4 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（1 月 1 6 日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

森脇委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、公開の議案第 5 9 号を審議し、公開の報告 1 及び 2 の報告を受けた後、非公開の議案第 6 0 号から 6 8 号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第 5 9 号 三重県指定文化財の指定について（公開）

（林社会教育・文化財保護課長説明）

議案第 5 9 号 三重県指定文化財の指定について

三重県指定文化財の指定について、別紙のとおり提案する。令和 2 年 2 月 3 日提出
三重県教育委員会教育長。

提案理由

三重県指定文化財の指定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 1 条第 1 4 号、三重県文化財保護条例第 5 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 1 1 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

内容については、添付の資料で説明をさせていただきます。1 ページをご覧ください

い。

今回、指定する文化財は2件あります。1件は新たに指定するもの、もう1件は、過去に指定したものに加えて、数の変更・名称変更の内容で追加指定とするものです。新たに指定するものにつきましては、「伊賀甲賀山論関係文書」というもので、所有者は伊賀市になっております。

追加指定は「八代神社伝来資料」、神島にある「宗教法人 八代神社」が所有しているものです。

内容について簡単にご説明させていただきます。2ページをご覧ください。伊賀甲賀山論関係文書の説明の資料になっております。その中の概要説明のところをご覧ください。この古文書は、伊賀国上柘植村（現在の伊賀市柘植町）と近江国和田村・五反田村（現在の滋賀県甲賀市和田・五反田）の間に争われた境界争いに関するものです。伊賀国と甲賀国の間の境界争いの古文書です。

その下の「ぞろぞろ峠」という山道付近の土地の利用権について、伊賀・甲賀の関係者が規約を定めた文書です。

2ページから5ページまでは、細かい説明になっておりますので割愛させていただきます。6ページをご覧ください。文化財保護審議会に答申をいただいております。その評価となっております。この「さらに」の段落をご覧ください。室町時代末期から明治時代に至る350年間に、伊賀・甲賀の間に紛糾した境界論争の資料となっております。

さらに、江戸時代までの国境、ひいては現在の三重、滋賀の両県境がどのような経緯で成立したかを知るための重要な資料と評価をしております。

さらに、伊賀市内に残されている在地文書の空白期となっている室町時代末期から江戸時代前期の間を埋めるだけでなく、当地の山論経緯を伊賀・甲賀の双方から検証することができる貴重な資料との評価をさせていただきます。

下の写真が、実物の写真となっております。

続きまして、7ページからは、八代神社伝来資料の説明となっております。まず、その下の概要説明をご覧ください。この資料は、鳥羽市神島にある八代神社が所蔵する資料群です。既に昭和27年に87点が県指定文化財「八代神社神宝」として指定されております。

今回、追加指定される資料群は、鎌倉時代から明治時代ごろの銅鏡など25点となっております。

さらに、その次の8ページをご覧ください。今の員数の追加に加えて、その下に名称変更もしたいと考えております。現在、名称は「八代神社神宝」という名称ですが、伝来資料であること、さらに、出土状況が不明なこと等々の理由などから、「八代神社伝来資料」と名称変更したいと考えております。

次のページ、「評価」といたしましては、今回、追加候補とした鎌倉時代から近代の資料は、神島の祭祀が長期間継続していることを裏付けているということ。さらに、伊勢湾における海上交通の要所として、神島が信仰の対象であった時期を検討する上で重要であるという評価をさせていただきます。

さらに、下から3行目、したがって、本件は県指定文化財としての価値を十分に有

していると判断され、資料の伝来・性格等から指定は一括がふさわしく、八代神社に伝来した未指定文化財 25 点を追加指定し、県指定文化財を計 30 点として公的に保護する必要があるということで、今回、指定の提案をさせていただくものです。

【質疑】

教育長

議案第 59 号については、いかがでしょうか。

【採決】

— 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 —

・審議事項

報告 1 訴えの提起にかかる専決処分について (公開)

(奥田教育財務課長説明)

報告 1 訴えの提起にかかる専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還の滞納に関し、知事が支払督促に係る訴えの提起の専決処分を行ったことを、別紙のとおり令和 2 年三重県議会定例会 2 月定例会月会議へ報告するので、報告する。令和 2 年 2 月 3 日提出 三重県教育委員会事務局 教育財務課長。

1 ページをご覧ください。県は、次の者を相手とし、三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起を行いました。

詳細につきましては、2 ページの「参考資料 1」をご覧ください。まず、「1 経緯について」でございます。三重県高等学校等修学奨学金返還金の貸付対象者の滞納に伴い、三重県教育委員会ではこれまで、当該対象者に対し電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、納付を促してきました。

当該対象者は、返還金の一部を納付したのみで、今後の納付の連絡もなく、督促にも応じないことから、平成 30 年 3 月 16 日に知事名で最終催告を行いました。指定した期日までに入金がなかったため、令和元年 5 月 23 日に、民事訴訟法に基づく支払督促申立手続きを、債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に行いました。

しかし、裁判所からの支払督促の通知が不送達となったため、所在調査の上、令和元年 11 月 26 日に改めて申立手続を実施したところ、令和元年 12 月 12 日付けで、相手方から分納等を希望する旨の異議申立書が裁判所に提出されましたので、申立時にさかのぼって訴えを提起したものと見なされることとなりました。

従いまして、専決処分の日は、支払督促を申し立てた日である令和元年 11 月 26 日となります。

次に、「2 今回異議申立てがあった者に係る滞納金等について」をご覧ください。本件の相手方の貸与期間と滞納金額を記載しております。

最後に、「3 今後の対応」です。県では、支払督促に係る訴えの提起については、議会から知事への委任専決事項に指定されているため、申立日にさかのぼって専決処分を行ったとして、次回の議会に報告いたします。

今後は、相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲で分納を求めてまいります。
なお、支払督促制度の概要等は、3ページの「参考資料2」に記載しております。

【質疑】

教育長

報告1については、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 令和2年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び令和2年度三重県立特別支援学校理療科教員採用選考試験の結果について（公開）

（早川教職員課長説明）

報告2 令和2年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び令和2年度三重県立特別支援学校理療科教員採用選考試験の結果について

令和2年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び令和2年度三重県立特別支援学校理療科教員採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。令和2年2月3日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1枚おめくりください。試験の受験人数と結果が書いてあります。昨年12月14日に実施しました実習助手及び理療科教員採用試験の結果について報告させていただきます。募集したのは、実習助手が農業、工業（機械系）、工業（電気・電子・情報系）、特別支援学校の理療科教諭です。それぞれ実習助手は各区分2名の計6名を、理療科教員については3名の合格を出したところです。

去る1月22日に合格発表をするとともに、県庁前玄関に掲示し、教員採用のウェブサイトにも掲載しているところです。この者は、4月1日採用の予定でございます。

【質疑】

教育長

報告2については、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第60号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案（非公開）

早川教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第61号 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案（非公開）

早川教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原

案どおり可決する。

・審議事項

議案第62号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案（非公開）

早川教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第63号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案（非公開）

早川教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第64号 三重県文化財保護条例の一部を改正する条例案（非公開）

林社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第65号 損害賠償の額の決定及び和解について（非公開）

池田学校経理・施設課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第66号 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案（非公開）

奥田教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第67号 令和2年度三重県一般会計予算について（非公開）

奥田教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第68号 令和元年度三重県一般会計補正予算（第8号）について（非公開）

奥田教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。